省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類」の見直し	措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類」の見直し	措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
防衛庁	2130010	**離島における救急患者搬送に係る自衛隊へリコプター派遣（災害対策派遣）要請手続きの簡略化**	災害対策基本法第６８条の２第１項、自衛隊法第８３条第１項	離島における救急患者の搬送については、医療機関等から連絡を受けた市町村長が災害対策基本法第６８条の２第１項の規定により都道府県知事へ災害派遣の要請の要求をし、自衛隊法第８３条第１項の規定により都道府県知事が自衛隊に派遣要請をすることとなっている。	C	II	住民が適切な医療サービスを受けられるよう必要な措置を講じることは、一義的に地方公共団体の責務であり、診療所の開設や離島から適切な医療施設までの急患輸送手段を確保する責任がある。 したがって、自衛隊による急患空輸は、本来、公の機関（地方公共団体）が提供すべきこれらが整備されていないという社会的障害を、その責務を有する都道府県知事の要請を受けた国（自衛隊）が補完しているというもの。 そのため、都道府県知事等が他の手段（消防、警察等）で対応不可能との総合的判断を行い災害派遣要請を行うことから、他の手段について総合的判断を行うことができない病院長が災害派遣要請権者になることは、災害派遣の趣旨に反するため不適切である。	貴庁の回答によれば、「他の手段について総合的判断を行うことができない病院長が災害対策派遣要請権者になることは、災害派遣の趣旨に反するため不適切である」とのことであるが、離島においては、①あらかじめ、地方公共団体が急患の輸送について他の手段（消防、警察等）によっても対応が不可能であると事前に認め、②都道府県知事が当該離島の地理的条件、医療施設の整備状況等から当該地方公共団体の判断が妥当であると事前に総合的判断を行っている場合においては、③特区計画において地方公共団体により指定されている病院の長が災害対策派遣要請権者になることができないか、再度検討し回答されたい。		C	II	再検討要請事項の①において、あらかじめ、地方公共団体が急患輸送について他の手段（消防、警察等）によっても対応が不可能であると事前に認めてしまうということは、当該地方公共団体が行うべき責務を自ら放棄することを宣言しているということであり、到底認められない。また、様々な場合が想定される急患輸送について都道府県知事が「あらかじめ」、「事前に」市町村の判断が妥当であると総合的に判断することも可能であるとは考えられない。 いずれにしても、自衛隊による急患空輸は、本来、公の機関（地方公共団体）が提供すべき離島から適切な医療施設までの急患輸送手段の確保等が整備されていないという社会的障害を、その責務を有する都道府県知事の要請を受けた国（自衛隊）が補完しているという原則に変わりはなく、提案された特区は災害派遣の趣旨に反し不適切である。	救急患者が一刻も早く適切な医療サービスを受けられるように、迅速な対応が可能となるよう再度検討し、回答されたい。		C	II	離島地域における急患輸送については、平素より、連絡体制の確認、連絡書式の整備等運用上の工夫を行うことにより、迅速かつ的確な対応を実施しているところであるが、今後ともかかる体制を維持するべく不断の努力を行う。 また、地方公共団体の行う急患輸送の枠組み検討の中における自衛隊の位置付け等についての相談がある場合には、柔軟かつ適切に対応してまいりたい。	1078	10781010	長崎県福江市	救急患者搬送に係る自衛隊へリコプター派遣要請手続きの簡略化構想	**離島における救急患者の搬送については、病院長から派遣要請を受けた市町村長が自衛隊ヘリコプター派遣を災害対策基本法第６８条の２第１項により県知事へ要請し、県知事が自衛隊法第８３条により自衛隊に派遣要請をすることになっているが、離島地区の特例として市町村長及び県知事の派遣要請を省略する。**
防衛庁	2130020	**一部外国エアラインの乗り入れ曜日の制限解除**		外国人国際航空運送事業者による国際航空便の乗り入れについては、航空法第１２９条、第１２９条の３又は第１３０条の２の規定に基づき、国土交通大臣が事業者からの申請に対し認可等を行っていると承知している。その際、新千歳空港への国際航空便の乗り入れについては、隣接する千歳基地が果たしている我が国北部における防衛任務への影響への適切な配慮が必要であることを踏まえ、国土交通省と防衛庁との間で随時調整を行い、これまで、乗り入れに当たっては、安全保障上の懸念及び部隊運用・訓練上の制約の局限と新千歳空港発着国際航空便による国際交流の活発化に対する道民のニーズへの対応との適切なバランスを図るよう努めてきているところである。	C	該当なし	本提案については、国の安全保障にかかわる事項であり、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けるという構造改革特別区域の意義になじむものではなく、「構造改革特別区域」の検討の中で取り上げることは適当ではないと考える。	検討要請については、規制改革を通じてわが国の構造改革を推進する観点から行っており、地域の特性に応じた規制の特例を導入することだけを目的としているわけではないため、当該提案内容を踏まえ、真摯に検討されたい。また、貴庁の回答では、「国の安全保障にかかわる事項」であるとするにとどまり、ロシア、中国など特定国の航空会社の国籍にのみ着目して当該航空会社の乗り入れ曜日等を制限することに、どれほどの合理性があるのかが説明されていない。当該制限の合理性について説明するとともに、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・北海道と中国の交流は幅広い分野で深まってきており、道民の中国への旅行、ビジネスなどの渡航が増加してきている。また、北海道では中国を重点市場として観光PRや貿易経済交流に強力に取り組んできているところであり、特に近年は、中国において北海道観光への関心が高まってきており、さらにビザの発給対象地域の拡大が進んでいることなどから、今後、北海道への中国人観光客の飛躍的な増加が期待されているところである。このように北海道、中国双方の交流に対するニーズが高まってきている中、北海道の玄関口である新千歳空港における特定国エアラインに対する乗り入れ制限は、観光をはじめとして、今後の北海道経済の発展に著しく支障をきたす要因となり、極めて重大な問題であるため、防衛上の理由とはいえ、可能な限りの規制緩和について、特に再考願いたい。	D－１		新千歳空港への国際航空便の乗り入れについては、これまでも、国土交通省からの協議がある場合には、隣接する千歳基地が果たしている我が国北部における防衛任務への影響に配慮しつつ、国際航空便が乗り入れる具体的なニーズ、曜日及び時間帯等を踏まえて、十分に検討したうえで、できる限りの対応を行うよう努力してきているところである。（例えば提案主体からの意見において言及されている中国の航空会社の国際定期便については、平成１０年度から週１便の就航、平成１３年度から更に週３便の就航及び乗入れ日の増加が実現している。） 今後とも、乗り入れに当たっては、部隊運用・訓練の制約の局限を引き続き考慮する必要がある一方、国際交流の活発化に対する道民のニーズをも最大限尊重したいと考えており、個別の照会に対して真摯に検討してまいる所存である。また、例えば、地元自治体を含む現地関係機関の相互理解を促進するため、当該現地関係機関による連絡会を設置し、このような場を通じ地元の意見を聞くことも視野に入れて対応してまいりたい。	貴庁の回答によれば、現地関係機関による「連絡会」を設置することを検討するとのことであるが、ぜひとも設置願うとともに、設置の時期を明確に示されたい。		D－１	該当なし	現地関係機関による「連絡会」については、可能な限り速やかに設置したいと考えている。	1580	15801010	北海道	外国人観光客倍増プラン	**ロシア、中国など特定国の航空会社による国際便の乗り入れ曜日等の使用制限を解除する。**
防衛庁	2130030	**自衛隊が実施できる事業の要請者の範囲の拡大**	自衛隊法第１００条第１項、自衛隊法施行令第１２１条第１号	自衛隊法第１００条第１項及び自衛隊法施行令第１２１条第１号の規定に基づき自衛隊に土木工事等（輸送事業を含む。）を委託できるものは、国、地方公共団体等とされている。	C	I	本要望は、自衛隊が実施できる輸送事業及び当該輸送事業の要請者の範囲拡大を求めるものである。 自衛隊法第１００条の規定は、防衛出動の際に、自衛隊が道路開設や陣地構築といった土木工事、通信回線確保といった通信工事並びに物資及び人員の輸送等を行うことが予想され、平時から当該業務の技術を習熟させる必要があることから当該業務の訓練の目的に適合する場合にのみ輸送事業等の受託を可能としているところ、民間事業者を要請者に含め輸送の便宜を図ることは、公正な経済活動を阻害するおそれがあるため、本要望に対応することは適切ではないと考えている。また、要請者を２市１町の協議会とした場合であっても、自衛隊が民間事業について輸送の便宜を図ることは、同様の理由から適切ではない。	貴庁の回答によれば、「民間事業者を要請者に含め輸送の便宜を図ることは、公正な経済活動を阻害するおそれがある」とのことであるが、 ①公正な経済活動を阻害する恐れがないこと ②民間では対応できない事業であること ③社会的に有意義な事業であること について、特区計画において地方公共団体の長が認めている事業については、民間事業者、あるいは、地方公共団体で構成される協議会でも要請可能とならないか、再度検討し回答されたい。		C	I	１ そもそも、自衛隊法上、自衛隊の部隊等を動かすことについては極めて抑制的に規定されており、このことは同法第１００条についても同じであって、当該観点から要請権者についても国や地方公共団体等に限定しているところである。 上記の考え方から、たとえ特区計画において地方公共団体の長が認めている事業であったとしても民間事業者等が要請するのではなく、現行法の規定どおり、自衛隊の部隊等を動かすことについては国や地方公共団体等が責任を持って要請することが適切であると考える。 ２ また、再検討要請に記述されたような３つの条件を満足する事業について、特区計画において地方公共団体の長が事業として認めることは、以下の理由から適当でないと考える。 ① 民間では対応できず自衛隊による支援がなければ遂行できないことが当初より判明しているような事業計画は、（仮にそのようなものが存在したとしても）そもそも事業計画として成り立ち得ないはずである。 また、仮にそのような事業計画が認められた場合は、自衛隊による支援が事実上義務化されてしまうこととなり、自衛隊の任務遂行に支障を生じるおそれがある。 ② その時点で民間では対応できない能力に関して自衛隊の支援を当初よりあてにすることは、将来の民間の研究開発意欲を削ぐおそれがある。 ③ 民間事業者を要請権者とすることは、特定の民間事業者に対して国が便宜を与えることとなり適当でない。 なお、協議会を要請権者とすることについては、協議会の性質・構成者等が明確でないため、一概に回答することはできない。						1119	11192010	NPO名古屋エアーフロント協会	自衛隊が実施できる事業の要請者の拡大	**自衛隊法１００条では輸送事業等受託できることとなっているが、受託できる事業の要請者は各省庁の長や地方公共団体の長等となっている。ところが最近民間事業であっても社会的に有意義な事業で民間の航空機では対応できないものが多々出てきた。例えば民間ヘリコプターでは３トン弱までしか搬送できないが自衛隊機では１０トン近くまで搬送できる。搬送ができないため林道等が作られ自然破壊につながったり事業そのものができない場合がある。自衛隊が民間事業にまで食い込むようなことがあってはならないが、民間で対応できない物件のみ対処できないものだろうか。要請の方法に問題が有るなら県営化を機に地盤沈下する名古屋空港を取り巻く２市１町の協議会（市長村長会の変形）で要請する方法はいかがなものだろうか？最近の風力発電のローター等民間ヘリでは能力不足。一方トレーラーで運ぼうとすると林道の改修やトンネルの作り直し等で折角の計画が挫折すると聞いているし、林道の改修も自然破壊等のため自由にならないと聞いている。名古屋空港には民間事業者と自衛隊輸送隊，更にそれらを取り巻く２市１町と一体感できあがり来年の県営化後の名古屋空港の再生の一助になればと願う次第です。**